

# 岸和田市障害者歯科診療



この歯科診療は、岸和田市が、社会福祉法人光生会及び、一般社団法人岸和田市歯科医師会に委託して行う事業です。一般の歯科診療所では、十分に治療を受けることが困難な市内在住の障害児者（障害の程度、手帳の有無にかかわらず）を対象に、予約制で時間をかけてゆっくり診療を行います。

**【診療日】 毎週木曜日の午後 1 時から午後 4 時半**

（ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの木曜日は休診）

**【場 所】 社会福祉法人光生会 光生会診療所**

（岸和田光生療護園内）

**住 所： 岸和田市三ヶ山町 214-4**

**電 話： 072-443-1500**

**F A X： 072-443-7997**

## 【申込み方法】

診療所へ直接電話等で申込みしてください（平日の 9 時から 17 時）。その際、ご本人の状況などを聞き取りさせていただき、後日診療日を連絡します。問診票、治療承諾書をお送りしますので、ご記入のうえ、診察当日に持参してください。

一般の病院・診療所と同じく、健康保険法、生活保護法、重度障害者医療費助成制度（受給者証が交付されている方）等が適用されます。

